

平成二年厚生省令第十八号

歯科衛生士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令  
歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の規定に基づき、歯科衛生士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令を次のように定める。

第一章 指定登録機関

（指定の申請）

**第一条** 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 歯科衛生士の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

三 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四 役員の氏名及び略歴を記載した書類

五 現に行っている業務の概要を記載した書類

六 登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 法第八条の一第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書  
(指定登録機関の名称の変更等の届出)

**第二条** 法第八条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の名称及び所在地  
称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 指定登録機関は、登録事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において登録事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

**第三条** 指定登録機関は、法第八条の三第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任に係る役員の略歴を記載した書類

二 選任又は解任に係る役員の氏名

三 選任し、又は解任しようとする年月日

2 前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 選任に係る役員の略歴を記載した書類

二 選任に係る役員の法第八条の二第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書  
(事業計画等の認可の申請)

三 新設又は廃止の理由

（登録事務規程の記載事項）

2 指定登録機関は、法第八条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 记載しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由

（登録事務規程の認可の申請）

**第五条** 指定登録機関は、法第八条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由

2 指定登録機関は、法第八条の四第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。  
記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする年月日  
三 変更の理由

（登録事務規程の認可の申請）

**第六条** 法第八条の五第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録事務を行う場所に関する事項

三 登録事務の実施の方法に関する事項

四 手数料の収納の方法に関する事項

五 登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六 登録事務に関する帳簿及び書類並びに歯科衛生士名簿（以下「名簿」という。）の管理に関する事項

七 その他登録事務の実施に関し必要な事項  
(帳簿の記載事項等)

**第七条** 法第八条の八の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 各月における登録、名簿の訂正及び登録の抹消の件数

二 各月における歯科衛生士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換え交付及び再交付の件数

三 各月の末日において登録を受けている者の人数  
(登録状況の報告)

**第八条** 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該四半期における登録、名簿の訂正及び登録の抹消の件数

二 当該四半期における免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三 当該四半期の末日において登録を受けている者の人数  
(虚偽登録者等の報告)

**第九条** 指定登録機関は、歯科衛生士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考えるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該歯科衛生士に係る名簿の登録事項

二 虚偽又は不正の事実  
(試験に合格した者の氏名等の通知)

**第十条** 厚生労働大臣は、指定登録機関に対し、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した年月及び合格証書の番号を記載した書類を交付するものとする。

（事業計画等の認可の申請）  
指定登録機関は、法第八条の四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び收支予算書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。



項」とあるのは、「法第十二条の八において準用する法第八条の十七第二項」と、同条第二号中「書類並びに名簿」とあるのは「書類」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

1  
(指定登録機関に関する暫定措置)

2  
歯科衛生士法の一部を改正する法律(平成元年法律第三十一号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、第一章の規定は適用しない。

(指定試験機関に関する暫定措置)

3  
改正法附則第二条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、第二章の規定は適用しない。

附 則 (平成一二年一〇月一〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。  
附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。  
一から十六まで 略

十七 歯科衛生士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令第十六条第一号

附 則 (平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年九月一日厚生労働省令第一三九号) 抄

1  
この省令は、公布の日から施行する。